

社説

臺灣の港灣砲臺

臺灣の港灣砲臺に付き費用支出の止むを得ざる次第は前記に論じたるが如く同島の施設上に急を要するものは港灣及び砲臺の建築なり...

大臣に命ぜられたしと云ふにありとの事を聞きければ林公使は遠に其有無を確擧に問ひ合せしに未だ何たる返答なしと云ふ抑も清國が外國人の製造品に...

抑も清國の外國貿易年々の増加は統計上に明にして而も外國輸入品中において特に本邦品の年一年に増加せるは争ふべからざる事實なり...

是れは設合ひ使の一項が過般の條約中に明記せられずして後の協定に譲られしといはれ今前論を省みずして突然一割を課税せんとするも是は蓋し之あるまじ左れ也...

抑も清國の外國貿易年々の増加は統計上に明にして而も外國輸入品中において特に本邦品の年一年に増加せるは争ふべからざる事實なり...

是れは設合ひ使の一項が過般の條約中に明記せられずして後の協定に譲られしといはれ今前論を省みずして突然一割を課税せんとするも是は蓋し之あるまじ左れ也...

抑も清國の外國貿易年々の増加は統計上に明にして而も外國輸入品中において特に本邦品の年一年に増加せるは争ふべからざる事實なり...

六かしからざるもにして穩なく決せらるべし日本の利益は自由製造を興すにありして却て課税の權を支那に許す...

官報

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下

勅令 明治二十九年九月五日 内閣總理大臣 板垣退三郎 閣下